

報道関係者各位

平成27年4月15日

【照会先】

社会・援護局障害保健福祉部

精神・障害保健課

課長補佐 鶴田 真也 (内線3053)

心の健康づくり対策官 野上 肇 (内線3147)

(代表電話) 03 (5253) 1111

(直通電話) 03 (3595) 2307

聖マリアンナ医科大学病院に関連する精神保健指定医の指定の取消しを決定しました

厚生労働省は、平成27年4月15日（水）に精神保健指定医20名の指定の取消しを決定しましたので、お知らせします。

これは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）に基づき、平成27年4月15日（水）の医道審議会医師分科会精神保健指定医資格審査部会に諮問し、同部会から精神保健指定医の指定の取消しを行うのが妥当という答申が出されたことによるものです。

本事案の概要は、別紙のとおりです。

1 処分の内容

精神保健福祉法第19条の2第2項に基づく精神保健指定医の指定の取消処分

2 対象者

(1) 前泊 味音	(2) 柳田 拓洋	(3) 藤原 圭亮
(4) 北島 麗	(5) 板谷 光希子	(6) 野口 美和
(7) 斎藤 香織	(8) 天神 朋美	(9) 石川 哲也
(10) 田口 篤	(11) 渡邊 高志	(12) 貴家 康男
(13) 宇田川 至	(14) 田中 大輔	(15) 富永 桂一朗
(16) 三宅 誠実	(17) 関口 悅子	(18) 中野 三穂
(19) 金井 重人	(20) 荻野 信	

3 処分を行う理由

○ (1) から (11) の者

精神保健指定医の指定申請時に、自ら担当として診断又は治療等に十分な関わりを持っていない症例をケースレポートとして提出した行為があったことが、精神保健福祉法第19条の2第2項に規定する「指定医として著しく不適当と認められるとき」に該当することによるものです。

○ (12) から (20) の者

指導医としての指導及び確認を怠りながら、指導医としてケースレポートに署名をした行為があったことが、精神保健福祉法第19条の2第2項に規定する「指定医として著しく不適当と認められるとき」に該当することによるものです。

※「ケースレポート」とは、精神保健指定医の指定の申請を行う医師が精神保健指定医として必要とされる法的、医学的知識及び技術を有していることを証明するために提出する書面のこと。

※「指導医」とは、ケースレポートに係る症例の判断又は治療について申請者の指導等をする指定医のこと。

聖マリアンナ医科大学病院に関する精神保健指定医に対する処分について

下記事案に関する精神保健指定医 20 名に対する指定の取消処分を行うもの。

1. 過去に精神保健指定医（以下「指定医」という。）として指定された者 11 名について ・処分の内容

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号。以下「精神保健福祉法」という。）第 19 条の 2 第 2 項の規定に基づく、指定医の指定の取消処分

・処分を行う経緯及び理由

○本年 1 月下旬、指定医新規申請者のうち、聖マリアンナ医科大学病院（以下「同病院」という。）に勤務する医師から提出されたケースレポート（指定医の指定を得るために必要な書類）の症例と、同病院に勤務または過去勤務していた指定医が新規申請時に提出したケースレポートの症例の記載内容が酷似しており、同一症例と疑われる旨の報告が申請を受領した関東信越厚生局から厚生労働省に寄せられた。

○厚生労働省において内容を精査したところ、過去に指定医として指定された者についての疑義も判明した。

○事実関係を把握するため、同病院に疑義が生じたケースレポートの対象となった患者の診療録の写しの提出及び事実確認のための調査を依頼。同病院からの報告及び同病院から提出された診療録についての厚生労働省における確認により、過去に指定医として指定された 11 名の医師について、診療録への記載がほぼ見られないか、全く記載が見られないことが判明した。

○ケースレポートの対象となる患者については、「当該医療機関に常時勤務する指定医（以下「指導医」という。）の指導のもとに自ら担当として診断又は治療等に十分な関わりを持った症例について報告するものであり、少なくとも一週間に 4 日以上、当該患者について診療に従事したものでなければならない。」と定められている。（精神保健指定医の新規申請等に係る事務取扱要領（以下「要領」という。）の 2 (2) ア）

○各医師の氏名に関する診療録への記載が見られず、担当として診断又は治療等に十分な関わりのない症例を、あたかも自らが関わったかのようにケースレポートとして報告することは虚偽の報告であり、要領の 2 (2) アに違反している。

○過去に指定医として指定された者 11 名に対し聴聞を行ったところ、全ての者から「自ら担当として診断又は治療等に十分な関わりを持っていない症例をケースレポートとした」旨の証言が得られたことから、精神保健福祉法第 19 条の 2 第 2 項に規定する「その他指定医として著しく不適当と認められるとき」に該当するため、同項の規定に基づき、指定医の指定の取消処分を行うもの。

○当該処分を行うにあたり、平成 27 年 4 月 15 日に医道審議会医師分科会精神保健指定医資格審査部会において、その妥当性について議論が行われ、指定医の指定の取消しが妥当という結論を得たところである。

2. 1の者の指導医としてケースレポートの指導及び証明を行った者9名について

・処分の内容

○精神保健福祉法第19条の2第2項の規定に基づく、指定医の指定の取消処分

・処分を行う経緯

○2の者は、同病院に勤務している、または過去に勤務していた指定医であり、1の者が指定医の申請を行った際に提出したケースレポートに、指導を行った医師として署名した。

○ケースレポートの指導医については、「ケースレポートに係る症例の判断又は治療について申請者を指導すること、ケースレポートの作成に当たり、申請者への適切な指導及びケースレポートの内容の確認を行い、指導の証明を行うこと」と定められている（要領の3（1）及び（2））。

○1の者が、担当として診断又は治療等に十分な関わりのない症例をケースレポートとし、それに署名をした事実から、ケースレポートの内容の確認が適切に行われているとは認められない。また、対象者9名に対し聴聞を行ったところ、「ケースレポートの文面等の添削は行ったものの、申請者（1の者）が実際に症例となる患者を担当していたか確認を怠っていた」ことについて、該当者全員から事実を認める証言が得られたこと、また、同一症例について、入院期間のうちの同一の期間に関して複数の医師がケースレポートを作成することは認められないことについて注意を怠ったことから、精神保健福祉法第19条の2第2項に規定する「その他指定医として著しく不適当と認められるとき」に該当するため、同項の規定に基づき、指定医の指定の取消処分を行うもの。

○当該処分を行うにあたり、平成27年4月15日に医道審議会医師分科会精神保健指定医資格審査部会において、その妥当性について議論が行われ、指定医の指定の取消しが妥当という結論を得たところである。